

令和 8 年 2 月 5 日  
清掃・リサイクル部  
砧 清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和 7 年 3 月 25 日 (火) 午前 10 時 20 分頃 (天候: 晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区内

(3) 事故内容 世田谷区 (以下「甲」という) 砧清掃事務所の職員が、粗大ごみの収集作業を行うため清掃車両を走行中、一時停止するため左側に車両を寄せた際に、左後方から走行してきた相手方 (以下「乙」という) バイクの右前方バンパーと、清掃車両の左前方側部及び左前輪が接触し、乙はバランスを崩して地面に転倒した。

(4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額 641, 232 円

(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和 8 年 1 月 5 日